

仕 様 書

1 概要

- (1) 需 要 場 所 広島市南消防署ほか4施設（「別紙1」のとおり）
- (2) 業種及び用途 消防用

2 仕様

- (1) 供給電気方式、標準電圧、標準周波数、受電方式等
 - ア 電 気 方 式 交流3相3線式
 - イ 標 準 電 圧 6, 600V
 - ウ 標 準 周 波 数 60Hz
 - エ そ の 他 「別紙1」のとおり
- (2) 契約電力、使用予定電力量等
 - ア 契約電力 … 「別紙2」のとおり
 - ※ ただし、各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。
 - イ 予定使用電力量 … 「別紙2」のとおり
 - ※ 1年間（令和3年4月から令和4年3月まで）の使用電力量の見込み
 - ウ 過去2年間の最大需要電力実績及び使用電力量実績 … 「別紙3」のとおり
- (3) 使用期間
 - 令和3年4月1日0:00から令和6年3月31日24:00まで
 - ※ 地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約
- (4) 需給地点、電気工作物の財産分界点及び保安上の責任分界点
 - 「別紙1」のとおり
- (5) 電力量の検針
 - 訪問検針
- (6) 検針日
 - 検針日は毎月1日とし、1日に検針を行うことができない場合は、翌日以降に行うものとする。
- (7) 事故・災害時における電力の確保
 - 電力供給側の事故や災害により、当該契約施設への電力供給が停止した場合には、他の小売電気事業者からの電力を確保することなどにより、業務に支障が生じることがないように努めること。
- (8) その他
 - ア 小売電気事業者が、電気を供給する場合に必要な情報伝達装置にかかる経費は、小売電気事業者の負担とする。
 - イ 入札価格の算定に当たっては、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は含まない。
 - ウ その他必要な事項については、一般送配電事業者が定める託送供給約款による。

【別紙2】 契約電力、使用予定電力量など

番号	施設名	契約電力 (kw)	使用予定電力量 (kwh)												合計	夏季	その他季
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
1	広島市南消防署	74	16,902	15,726	19,170	22,416	25,950	20,778	15,774	14,346	19,506	18,912	18,810	19,236	227,526	69,144	158,382
2	広島市南消防署宇品出張所	21	5,381	4,855	5,261	5,990	8,057	6,190	5,287	5,016	7,320	7,198	6,835	5,863	73,253	20,237	53,016
3	広島市安佐北消防署高陽出張所	15	3,062	2,666	3,266	3,718	5,270	3,732	2,743	3,149	5,093	5,261	4,814	4,142	46,916	12,720	34,196
4	広島市安佐北消防署可部出張所	17	4,486	3,787	4,207	5,345	6,461	5,100	3,874	4,445	6,103	5,940	5,582	5,138	60,468	16,906	43,562
5	広島市佐伯消防署湯来出張所	25	5,177	3,432	3,722	4,378	5,323	4,010	4,658	6,178	7,834	8,093	7,322	5,983	66,110	13,711	52,399
合計		152	35,008	30,466	35,626	41,847	51,061	39,810	32,336	33,134	45,856	45,404	43,363	40,362	474,273	132,718	341,555

